和歌山市SDGs推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「和歌山市SDGs推進ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。) と称する。

(目的)

- 第2条 本会は、多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、会員同士の交流や情報交換等を通じて、各々の活動の活性化を目指すとともに、地域におけるSDGsの達成に向けた取組の推進につなげることを目的とする。(活動内容)
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 会員間の情報共有及び相互啓発、連携強化に関する活動
- (2) 会員に対する人材育成等の活動
- (3) 会員の活動等の推進及び活動内容等の情報発信等の活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動 (会員等)
- 第4条 本会は、本会の目的に賛同し本規約を順守するとともに、暴力団等の反社会的 勢力と関係がない企業、団体(原則として、法人格を有する者に限る。)の会員及び 支援・協力を行うパートナー団体(以下「会員等」という。)をもって組織する。
- 2 本会への加入又は登録を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載した上で事務局に提出し、審査を経て承認されることで、会員等となる。
- 3 会員等は、書面等により届け出て退会することができる。
- 4 会員等が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員等を除名することができる。
- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき。
- (2) 会員等が解散又は活動を停止したとき。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。 (役員)
- 第5条 本会に、会長1名、幹事20名以内、監事若干名を置く。
- 2 会長及び幹事は、会員の中から総会で選出する。
- 3 監事は、幹事のうちから会長が選出する。
- 4 会長及び幹事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。 (職務)
- 第6条 会長は、本会を代表し、ネットワークの運営に当たる。
- 2 幹事は、幹事会の構成員としてネットワークの運営に関する重要事項について審議 する。
- 3 監事は、ネットワークの収支決算の監査を行う。(総会)

- 第7条 総会は、会長が招集し、総会の議事を総理する。
- 2 総会は、次の事項を決定する。
- (1)役員の選出に関する事項
- (2) 運営方針及び活動計画に関する事項
- (3) 規約の制定及び改廃に関する重要事項
- (4) その他本会の意思決定に関する重要事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長の発意により、書面又は電子メールによる総会を開催することができる。この場合において、総会構成員からの回答をもって出席とみなす。

(幹事会)

- 第8条 本会に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、ネットワークの事業計画、事業報告、会員からの提案等、運営に関する 重要な事項を審議決定する。
- 3 幹事会構成員の了承を得た場合は、書面又は電子メールによる幹事会を開催することができる。この場合において、幹事会構成員からの回答をもって出席とみなす。 (分科会等)
- 第9条 活動の必要に応じて、本会の会員の一部により組織された分科会等を設置する ことができる。
- 2 本会の会員は、分科会等の設置を提案できる。
- 3 その他の事項については、本規約と別に定める「分科会規程」によるものとする。 (事務局)
- 第10条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営)

第12条 会費は、無料とする。ただし、参加を希望する団体等を募り実施する活動について、参加費等を徴収することは妨げない。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、令和2年1月20日から施行する。